

意見募集案件	廃棄物処理手数料 の改定(北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正)について
担当課	市民環境部環境課 電話 011-372-3311 内 4103

意見募集期間	令和 4 年 12 月 1 日(木) から 令和 5 年 1 月 4 日(水) まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(環境課 4 階 18 番窓口)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 12 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p>
	<p>市民環境部環境課</p> <p>郵便番号 061-1192 (住所不要)</p> <p>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-6188</p> <p>電子メールアドレス: kankyo@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表 予定時期	令和 5 年 1 月頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1)意見募集案件の趣旨、目的、理由</p> <p>令和 6 年 4 月から本市を含む 2 市 4 町で構成される道央廃棄物処理組合によるごみの焼却処理が開始されることに伴い、ごみの減量化や安定したごみの適正処理を推進し、排出量に応じた負担の公平性を図るため、廃棄物処理手数料の改定を行うものです。</p> <p>(2) 意見募集案件の骨子(概要)</p> <p>別紙「ごみ処理手数料の改定(案)について」のとおり</p> <p>(3) 根拠となる法令等</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>令和 6 年 4 月から改定後の廃棄物処理手数料が適用されます。</p>
対象となる政策等 の原案	別紙「廃棄物処理手数料等の改定(案)」のとおり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント後のスケジュール <p>令和 5 年市議会第 1 回定例会に提案予定</p>